

外国子会社合算税制の見直し

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

租税回避と関係ない所得を合算対象外としたり、事務負担を軽減したりするための改正が行われた。

2.内容

(1)解散した外国関係会社に係る特例の創設

解散前2年間継続して事業実体がある外国関係会社(居住者等に50%超保有される外国法人等)は、「解散後初めて事業実体がなくなった事業年度終了日以後3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度」については、受動的所得(所在地国での事業活動を伴わない所得)のみが合算対象となる等の特例が創設される。

(2)ペーパー・カンパニー特例の資産割合要件判定の見直し

租税回避リスクが低い外国関係会社をペーパー・カンパニー等から除外する特例の判定要件の一つである資産割合要件について、外国関係会社の総資産が零の場合は、資産割合要件の判定が不要となる。

(3)租税負担割合算定時における最高税率の使用制限

所得に応じて税率が高くなる場合、最高税率を用いた租税負担割合の算定が可能だが、最高税率が適用されることが通常見込まれなかつたり、「最高税率が適用される所得区分」の適用が極めて限定されたりするような著しく不適当な場合には最高税率を用いることができなくなる。

3.適用時期

外国関係会社の2026(令和8)年4月1日以後に開始する事業年度から適用

4.実務のポイント

(1)については、所在地国で事業を行っていた外国関係会社清算時の選択肢が増えると考えられる。

(3)については、「著しく不適当な場合」の詳細について確認する必要がある。

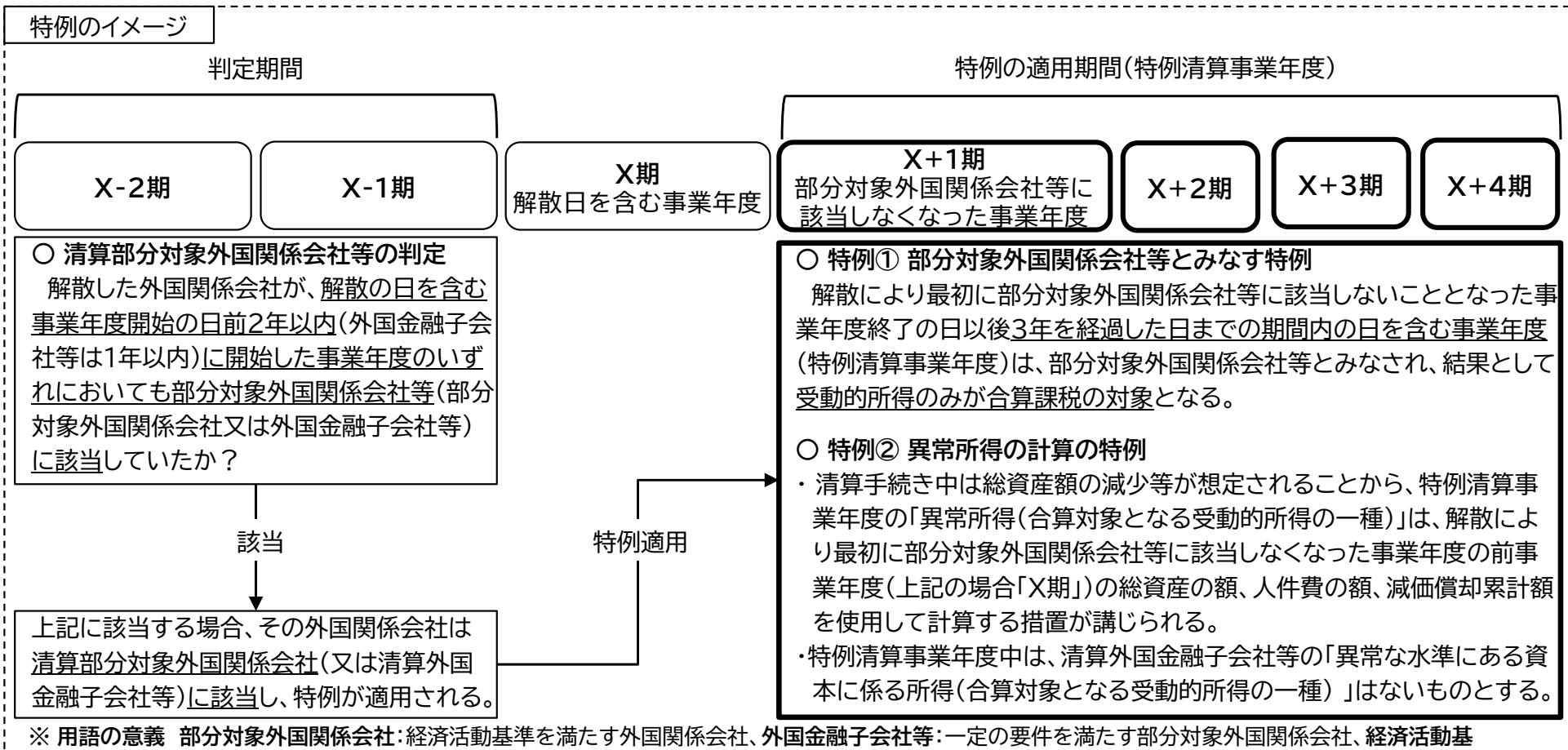
1. 趣旨・背景

租税回避と関係ない所得を合算対象外としたり、事務負担を軽減したりするための改正が行われた。

2. 改正の内容

(1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設

解散した外国関係会社(居住者等に50%超保有される外国法人等)が清算部分対象外国関係会社等(下図参照)に該当する場合、解散により最初に部分対象外国関係会社等(下図参照)に該当しなくなった事業年度終了日から3年を経過した日までの期間内の日を含む事業年度は、部分対象外国関係会社等とみなされる等の特例が創設される。



2. 改正の内容

(2)ペーパー・カンパニー特例の資産割合要件判定の見直し

ペーパー・カンパニー特例(租税回避リスクが低い外国関係会社をペーパー・カンパニー等から除外する特例)の判定要件の一つである資産割合要件について、外国関係会社の事業年度終了時のBSに計上されている総資産の額が零の場合には、その事業年度の資産割合要件の判定が不要となる。

(3)租税負担割合算定における最高税率の使用制限

所得に応じて税率が高くなる場合、最高税率を用いた租税負担割合(一定割合以上の場合、CFC税制の適用免除)の計算が可能だが、以下のような著しく不適当な場合には最高税率を用いることができなくなる。

- ・ 最高税率が適用されることが通常見込まれないこと
- ・ 「最高税率が適用される所得区分」の適用が極めて限定されること

3. 適用時期

全ての改正項目について、外国関係会社の2026(令和8)年4月1日以後開始事業年度から適用される。

4. 実務のポイント

- 「(1) 解散した外国関係会社に係る特例の創設」に関するポイント
 - ・ 部分対象外国関係会社等とみなされることによって、税負担が軽減されるケースや清算時の選択肢が増えるケースが生じるものと考えられる。
 - ・ 解散に伴って生じる異常所得については負担が軽減される可能性がある。
- 「(3)租税負担割合算定における最高税率の使用制限」に関するポイント
 - ・ 最高税率の使用が制限される場合、思わぬ課税を受ける可能性があるため、「著しく不適当な場合」の詳細について確認する必要がある。